

介護給付費（訪問系サービス）・移動支援費の算定について 新旧対照表

改正前	改正後	備考
<p>表紙</p> <p>介護給付費（訪問系サービス）・ 移動支援費の算定について</p> <p>令和4年11月 札幌市保健福祉局障がい保健福祉部 障がい福祉課</p> <p>目次 (新設)</p> <p>II 居宅介護等計画及び算定方法の概要 2 算定における留意事項 (4) ヘルパーが利用者と一緒に行う家事について (新設)</p>	<p>表紙</p> <p>介護給付費（訪問系サービス）・ 移動支援費の算定について</p> <p>令和6年4月 札幌市保健福祉局障がい保健福祉部 障がい福祉課</p> <p>目次</p> <p>II 居宅介護等計画及び算定方法の概要</p> <p>1 居宅介護・重度訪問介護・行動援護・同行援護・移動支援計画の作成</p> <p>① 居宅介護等計画について 1 ② 居宅介護等計画と算定時間数について 1 ③ 計画時間の単位について 2 ④ 居宅介護等計画の所要時間について 2 ⑤ 標準利用可能時間数について 3</p> <p>2 算定における留意事項</p> <p>① ヘルパーの2人派遣について 3 ② 提供時間の間隔について 3 ③ 減算対象ヘルパーについて 4 ④ ヘルパーが利用者と一緒に行う家事について 4 ③ 時間帯の特定方法 5</p> <p>II 居宅介護等計画及び算定方法の概要 2 算定における留意事項 (4) ヘルパーが利用者と一緒に行う家事について</p> <p>(4) ヘルパーが利用者と一緒に行う家事について 家事に関する支援は、原則、家事援助で行われるものです。単なる家事の役割分担としてヘルパーが利用者と一緒に行うものについて、身体介護での算定は認められません。 自立支援、ADL 向上の観点から、常時介護できる状態であって、かつ、利用者を手助けしながら家事を行う場合には、居宅介護等計画に位置付けられた内容に限り、身体介護として算定できる場合がございます。なお、家事の行程に対する助言(声かけ)のみを行う際には家事援助となります。 居宅介護等計画で上記の内容が明記されていない場合については身体介護として認められないことから、必要性を確認できないことが判明した場合は、返還請求等の対象となるため十分に留意してください。また、家事に関する支援を身体介護で算定することは例外的なものであるため、判断に迷う場合には当課までご相談ください。</p>	<p>字句修正</p> <p>項目の追加</p> <p>項目の追加</p>

改正前

Ⅲ 単位数の算出例

2 重度訪問介護

例9) 熟練ヘルパーが新任ヘルパーに同行した場合

熟練ヘルパー(※1)が新任ヘルパー(※2)に同行する形の2人派遣は、区分6の利用者1人に対し、年間で3人の新任ヘルパーまで、かつ、新任ヘルパー1人当たり最大120時間までとされておりす。

- ※1 熟練ヘルパーとは、利用者の障がい特性を理解し、適切な介護が提供できる者であり、かつ、利用者へのサービスについて利用者から十分な評価がある者
- ※2 新任ヘルパーとは、事業所に採用されてからおよそ6か月を経過していない者であり、かつ、利用者への支援が1年未満となることが見込まれない者

Ⅳ 実績記録票の記載例

2 重度訪問介護サービス提供実績記録票

令和〇〇年4月分 重度訪問介護サービス提供実績記録票

受給者証番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0	支給決定障害者氏名	厚生 太郎	事業所番号	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1							
契約支給種	重度訪問	入院又は入所中にサービス提供を行った場合、「入院」と記載する。連続して90日を超える入院又は入所中にサービス提供を行った場合、「入院(長期)」と記載する。	熟練ヘルパーが新任ヘルパーに同行してサービス提供を行った場合、「1」を記載する。									
日付	曜日	サービス提供の状況	重度訪問介護計画	サービス提供時間	算定時間数	同行人数	同行支援	初回加算	緊急時対応加算	行先変更加算	利用者確認加算	備考
2月	入院	11:00	14:00	3	3	1						初回加算を算定する場合、「1」を記載する。
3月	入院	20:00	23:00	3	3	2	1					3時間を2人派遣で提供した場合、各利用日に係る算定時間数は一人分の3時間とし、下の合計欄においては6時間を記載する。(3時間×2人=6時間)
4月	入院	11:00	14:00	3	3	1						
5月	入院	20:00	23:00	3	3	1						
6月	入院	11:00	14:00	3	3	1						
7月	入院(長期)	0:00	23:00	23	23	4						熟練ヘルパーが新任ヘルパーに同行してサービス提供を行った場合(障害支援区分6の利用者に支援した場合)、「1」を記載する。熟練ヘルパーが単独でサービス提供を行った場合(重度障害者等包括支援の対象者に支援した場合)、「2」を記載する。
8月	入院	13:00	16:00	3	3	1						緊急時対応加算を算定する場合、「1」を記載する。

■旧様式からの変更点
 ・移動介護者の時支増加欄を削除
 ・サービス提供者欄を削除
 ・利用者確認日欄を【利用者確認欄】に変更

改正後

Ⅲ 単位数の算出例

2 重度訪問介護

例9) 熟練ヘルパーが新任ヘルパーに同行した場合

熟練従事者の同行支援については、いずれかの要件に該当する場合に、新任従事者1人当たり最大120時間まで認められます。

① 区分6の利用者1人に対し、熟練ヘルパー(※1)が新任ヘルパー(※2)に同行する際の2人派遣を行う場合。ただし、年間で3人までの新任ヘルパーに限る。

- ※1 熟練ヘルパーとは、利用者の障がい特性を理解し、適切な介護が提供できる者であり、かつ、利用者へのサービスについて利用者から十分な評価がある者
- ※2 新任ヘルパーとは、事業所に採用されてからおよそ6か月を経過していない者であり、かつ、利用者への支援が1年未満となることが見込まれない者

② 15%加算対象者の利用者1人に対し、熟練ヘルパー(※1)が未経験ヘルパー(※3)に同行する際の2人派遣を行う場合。ただし、年間で3人までの未経験ヘルパーに限る。

- ※3 未経験ヘルパーとは、15%加算対象者に対する支援に初めて従事する者であり、かつ、利用者への支援が1年未満となることが見込まれない者

Ⅳ 実績記録票の記載例

2 重度訪問介護サービス提供実績記録票

令和〇〇年4月分 重度訪問介護サービス提供実績記録票

受給者証番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0	支給決定障害者氏名	厚生 太郎	事業所番号	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1							
契約支給種	重度訪問	入院又は入所中にサービス提供を行った場合、「入院」と記載する。連続して90日を超える入院又は入所中にサービス提供を行った場合、「入院(長期)」と記載する。	熟練ヘルパーが新任ヘルパーに同行してサービス提供を行った場合、「1」を記載する。									
日付	曜日	サービス提供の状況	重度訪問介護計画	サービス提供時間	算定時間数	同行人数	同行支援	初回加算	緊急時対応加算	行先変更加算	利用者確認加算	備考
2月	入院	11:00	14:00	3	3	1						入院又は入所中にサービス提供を行った場合、「入院」と記載する。連続して90日を超える入院又は入所中にサービス提供を行った場合、「入院(長期)」と記載する。
3月	入院	20:00	23:00	3	3	2	1					初回加算を算定する場合、「1」を記載する。
4月	入院	11:00	14:00	3	3	1						3時間を2人派遣で提供した場合、各利用日に係る算定時間数は一人分の3時間とし、下の合計欄においては6時間を記載する。(3時間×2人=6時間)
5月	入院	20:00	23:00	3	3	2	1					熟練ヘルパーが新任ヘルパーに同行してサービス提供を行った場合(障害支援区分6の利用者に支援した場合)、「1」を記載する。熟練ヘルパーが単独でサービス提供を行った場合(重度障害者等包括支援の対象者に支援した場合)、「2」を記載する。
6月	入院(長期)	0:00	23:00	23	23	4						
7月	入院	13:00	16:00	3	3	1						緊急時対応加算を算定する場合、「1」を記載する。

■旧様式からの変更点
 ・同行支援欄の吹き出しを変更

報酬改定に伴う要件の追加及び字句修正

報酬改定に伴う記載例の差替え